平成２１年（フ）第５３２号
栃木県宇都宮市宿郷５丁目６番７号
債務者　久保田榮子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３３号
栃木県日光市森友493番地１　サンフローリーヒル日光203号室、前住所栃木県日光市足尾町上間藤15番３号
債務者　倉澤　秀昭
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３６号
栃木県宇都宮市小幡１丁目２番18号
債務者　久保田　明
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４５号
栃木県鹿沼市楡木町246番地１
債務者　栗橋　政美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２７号
香川県善通寺市吉原町516番地１　パーラメントＢー208
債務者　長谷由美子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時５分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１９０８号
神奈川県大和市深見東２丁目２番７号
債務者　小林　伸子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２５号
横浜市港北区日吉本町４丁目23番55号　かえでハイツ102
債務者　芦田　　卓
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２６号
横浜市港北区日吉本町４丁目23番55号　かえでハイツ102芦田方
債務者　笠田　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８６号
栃木県那須烏山市大桶924番地　悠遊の里102
債務者　塚原　彰子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2310番地２　アーバンハイツ那須122号
債務者　平山　マリアクリスティーヌ
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４８０号
岡山県和気郡和気町泉250番地　県住180号
債務者　有吉　和紀
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８１号
岡山県和気郡和気町泉250番地　県住180号
債務者　有吉　公子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１４号
岡山市北区田中136番地115　メゾン斉藤202号室
債務者　福本　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５号
熊本県八代市千丁町新牟田257番地６
債務者　田本　泰子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第９１号
熊本県八代市高下西町2266番地　６－15
債務者　髙野　純子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第８５３号
東京都青梅市根ヶ布２丁目229番地の28
債務者　平尾　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部